訪問看護　重要事項説明書

令和６年12月17日現在

当事業所は利用者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	合同会社　ファータ
所在地	福岡県田川市大字弓削田476番地
代表者名	井上　香里
電話番号	0947−33−1416
ＦＡＸ番号	0947−33−1416

2. 利用者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

1）事業所の所在地など

事業所の名称	kei訪問看護ステーション
施設の所在地	福岡県田川市大字弓削田476番地
開設年月日	令和５年６月１日
事業所指定番号	4065690432
管理者名	井上　香里
サービス提供地域	田川市、田川郡、飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市 ※提供地域以外の方はご相談ください
電話番号	0947-33-1416
ＦＡＸ番号	0947-33-1416

2）事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護状態と認定された利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的とします。
運営の方針	ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3）ご利用事業所の職員体制

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	１名		１名
看護師	サービス利用の受付 訪問看護計画書の作成 訪問看護サービスの提供	1名	2名	３名

4）営業時間

営　業　時　間	月曜日～金曜日・祝日　午前8：30～午後5：30
休　　業　　日	土・日・年末年始（１２月３０日～１月３日）

※緊急時訪問看護加算契約利用者に対して、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問を行います。

3. サービスの利用方法

1）サービスの開始までの流れ

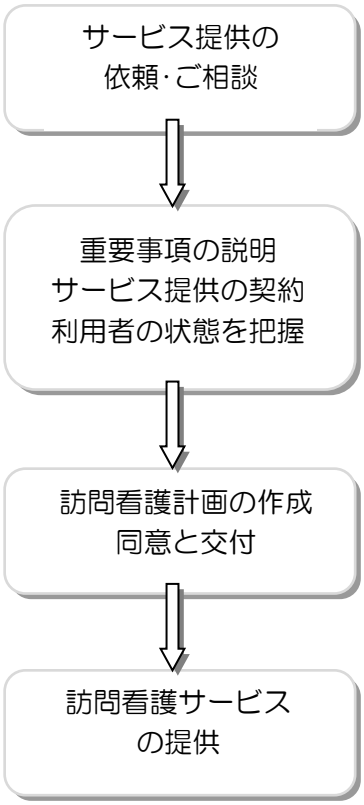

☆ご来訪、お電話いずれかでお申し込みください。
但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合には担当ケアマネージャーにご相談ください。

☆ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。利用者、ご家族と面接し、居宅サービス計画及び医師の指示書のもと利用者の状態把握、ご希望をお聞きします。

☆居宅サービス計画のもと、担当サービス提供責任者が訪問看護計画を作成し、利用者の同意を得て、交付します。

☆訪問看護計画に基づきサービスの提供をいたします。

☆本契約時には、介護保険被保険者証の提示が必要となります。利用者は、介護保険被保険者証の記載内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった際には、速やかに事業所に届出をお願いいたします。

2）サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 14 日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

4. 利用料金

1）利用料

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の1割（2割・3割負担の場合もあり）です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は事業所に利用料金の全額をお支払いいただくことになります。利用料の支払いと引き換えに、領収書を発行します。また、還付の際に必要なサービス提供証明書の発行も行います。

◆基本単価（地域区分：その他）

	所要時間	看護師・保健師単位数	費用額（10 割）	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護費	２０分未満	314	3,140 円	314 円	628 円	942 円
	３０分未満	471	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
	３０分以上１時間未満	823	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
	１時間以上１時間３０分未満	1,128	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
介護予防訪問看護費	２０分未満	303	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	３０分未満	451	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
	３０分以上１時間未満	794	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
	１時間以上１時間３０分未満	1,090	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円

＊准看護師が訪問看護を行った場合 ― 上記単位数の 10%減
＊同一建物減算に該当する場合（同一敷地内 50 人未満又は同一建物 20 人以上） ― 上記単位数の 10%減
＊同一建物減算に該当する場合（同一敷地内 50 人以上） ― 上記単位数の 15%減
＊夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合 ― 上記単位数の 25%増
＊深夜（22：00～6：00）の場合 ― 上記単位数の 50%増

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

◆サービスの加算料金

加算の種類	要件	単位数	費用額（10割）	1割	2割	3割
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	複数の看護師が同時に、所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合	254	2,540円	254円	508円	762円
	複数の看護師が同時に、所要時間 30 分以上の訪問看護を行った場合	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に、所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合	201	2,010円	201円	402円	603円
	看護師等が看護補助者と同時に、所要時間 30 分以上の訪問看護を行った場合	317	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算 長時間予防訪問看護加算/月	特別な管理を必要とする利用者に対して、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合	300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算 予防緊急時訪問看護加算/月	事業所が利用者の同意を得て、24 時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算（Ⅰ） 予防特別管理加算（Ⅰ）/月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり、計画的な管理を行う場合	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ） 予防特別管理加算（Ⅱ）/回	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり、計画的な管理を行う場合	250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算/死亡月	自宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算（Ⅰ） 予防訪問看護初回加算（Ⅰ）/回	新規利用時、又は過去 2 か月間に利用がない場合 訪問看護計画書を作成した場合 退院した当日訪問した場合	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ） 予防訪問看護初回加算（Ⅱ）/回	新規利用時、又は過去 2 か月間に利用がない場合 訪問看護計画書を作成した場合 退院した翌日以降訪問した場合	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算 予防退院時共同指導加算/回	病院等に入院・入所しているが、退院・退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算/月	訪問介護員等に対し、痰の吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員に同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備の為の会議に出席した場合	250	2,500円	250円	500円	750円

2）交通費　（通常の事業の実施地域を超えた地点から）

自動車を利用	片道	通常の事業の実施地域内	無料
		超えた地点より5km未満	５００円
		5km以上	６００円

3）死後の処置料

死　後　の　処　置	１６，５００円（税込）

4）キャンセル料

利用者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前営業日の午後5時までに事業所に申し出てください。 当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。

但し、利用者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

前日午後５時までに申し出があった場合	無料
前日午後５時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	キャンセル料 １０,０００円／回

5）料金の請求及びお支払方法

利用料・その他費用の請求方法	・ご利用月の翌月20日までに、当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。
お支払い方法	・銀行振込、自動引落し、現金支払いをご選択いただけます。 **【銀行振込】**請求書に振込先を同封いたします。利用者名での振り込みをお願いいたします。 **【自動引落し】**西日本シティ銀行による「自動引落し」とさせて頂いておりますので、お手続きをお願いいたします。引き落とし日は毎月26日となっております。26日に引落しが出来ない場合は、翌月の10日に再引落しさせていただきます。 **【現金支払い】**集金袋をご用意いたしますので、おつりがない様ご準備の上、請求月末日までにお支払い下さい。
領収書の発行	・「自動引落し」の領収書は翌月の15日以降に発行いたします。 ・「自動引落し」領収日は引落し完了日となります。 ・おつりがある場合は、おつりと領収書を後日お届けいたします。

6）利用の中止・変更・追加

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

1）サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険から利用者に払い戻されます。（償還払い）但し「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

2）要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されてない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。

3）認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

1）サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定いたします。
ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供させていただきます。

2）訪問看護師の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。
訪問看護師を交替する場合は利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

3）サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は利用者の負担とさせていただきます。

4）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

5）訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
② 利用者のご家族等に対するサービスの提供
③ 飲酒及び喫煙
④ 利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑤ その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

6）虐待の防止について

1　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

⑴ 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

⑵ 虐待防止のための指針の整備。

⑶ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

⑷ 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2　当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

報告先

田川市地域包括支援センター

〒825-0002
福岡県田川市２７３５番地の１３スマイルプラザ田川内

TEL:0947-42-9420　FAX:0947-42-9433

7）緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡いたします。

主　治　医	病　院　名	
	氏　　名	
	電 話 番 号	
緊急連絡先①	氏　　名	（続柄：　　）
	住　　所	
	電 話 番 号	
緊急連絡先②	氏　　名	（続柄：　　）
	住　　所	
	電 話 番 号	

7. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、当事業所に遠慮なくご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は下記で受け付けます。

kei訪問看護ステーション	担当者：井上　香里 月曜日～金曜日　　午前8：30～午後5：30 TEL：0947-33-1416

2）行政機関その他苦情受付機関

田川・桂川支部広域連合	月曜日～金曜日　　午前8：30～午後5：00 TEL：0947-49-1093
飯塚市役所　福祉部　介護保険課	月曜日～金曜日　　午前8：30～午後5：15 TEL：0948-22-5500
直方市役所　保健課介護保険係	月曜日～金曜日　　午前8：30～午後5：15 TEL：0949-25-2116
福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	月曜日～金曜日　　午前9：00～午後5：00 TEL：092-642-7859